

植村冒険館友の会規約

(名称)

第1条 本会は、植村冒険館友の会(以下「友の会」という。)と称し、事務局を板橋区加賀 1-10-5 (植村記念加賀スポーツセンター内)植村冒険館(以下「冒険館」という。)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、冒険家・植村直己の冒険精神に共感するものがネットワークを形成し、活動することを目的とする。

(会員)

第3条 16歳以上の者が会員になることができる。

(入会および年会費)

第4条 入会の際は、入会申込書と年会費 2,500 円を支払う。

2 一度支払った会費の払い戻しはしない。年度途中の入会も同額とする。

3 入会手続き終了後、会員証(メンバーズカード)を発行する。

(事業)

第5条 本会は第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。

(1) 植村直己の冒険情報や冒険館の事業等を掲載した「どんぐり・コラム」を毎月発行する。

(2) 毎年1回記念品を発送する。

(3) 会員による自主事業を原則として年2回以上実施する。

(4) 冒険館主催事業に協力する。

(冒険館からの情報提供)

第6条 冒険館は、会員に対し以下のサービスを提供する。

(1) 「アドベンチャー・フォーラム」の発送

(2) 情報コーナーの図書貸出。但し郵送の場合は、送料は本人負担

(3) 登山用具の無料貸出(事前申込み、所定の手続きが必要)

(4) 冒険館の図書・グッズを会員価格で販売

(総会)

第7条 本会は最高決議機関として総会を置く。

2 総会は毎年1回会長が招集し、次の事項について決議、承認又は報告を行う。

(1) 規約の改廃

(2) 役員等の選任・解任

(3) 事業結果および計画、予算および決算に関する事項

(4) その他、必要と認められる重要事項

3 総会の進行は、会員より選出された議長が行う。

4 総会は、議長および会員の出席をもって成立する。決議は出席会員の過半数をもって決せられる。ただし、賛否同数の場合は議長が決する。

5 感染性の高いウイルスの蔓延や自然災害等によって総会の開会等が見込めない場合は、会員の書面による回答の過半数以上の賛否をもって総会の議決等とみなすことができる。

(役員)

第8条 本会を運営するため、会員の中から次項に定める役員を総会において選任する。

2 役員は、会長、副会長(若干名)、運営委員(若干名)、会計および監査(若干名)とする。

3 会長は、会を代表して会の活動を総括する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 運営委員は、会長の管轄下、会の運営にあたる。
- 6 会計は、会計事務を処理する。
- 7 監査は、会計を監査する。
- 8 会長、副会長、運営委員、会計および監査は役員との互選とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第10条 役員会は役員をもって構成し、本会の運営に関する一切の事項を審議決定する。

- 2 役員会は役員3分の2以上の出席で成立し、過半数の賛成を得て決議する。

(会計)

第11条 第5条の事業を実施するため運営会計および事業会計を設ける。

- 2 運営会計は、主に第5条(1)および(2)の事業の実施を行うため、第4条に定める年会費等をもってあてる。
- 3 事業会計は、第5条(3)の事業を実施するため、自主事業の実施に際し、適宜、参加者より徴収し、実施に係る経費(交通費、安全確保のための経費、調査費、事業実施のために必要な用品購入等)等にあてる。

(退会および資格の喪失)

第12条 退会は、会員の任意による。

- 2 年会費の払い込み期限から理由なく1か月以上支払いがないときは、資格を喪失する。
- 3 「植村直己」および「植村冒険館」などの名称や友の会会員の立場を利用して営業行為、又はこれに類する行為をしたときは、資格を喪失する。
- 4 友の会の名誉を傷つけ、又は信用を失墜する行為をしたときは、資格を喪失する。

(事務局)

第13条 本会の庶務を処理するため事務局を置く。

- (1) 事務局長 植村冒険館長がこれにあたる。
- (2) 書記 植村冒険館長が推薦する職員がこれにあたる。

(顧問)

第14条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選出は、役員会の推薦により、総会において承認を得る。
- 3 顧問は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は定めない。
- 5 顧問の退任は本人からの申し出による。

(ボランティア)

第15条 事業執行において、会長が必要と認めるときは、会員の中からボランティアを選任することができる。

(個人情報の管理)

第16条 友の会が取得した個人情報は、この規約に定める事業の範囲内において利用するとともに、適切な安全対策を実施する。

(その他)

第17条 この規約に定めのない事項については、別途協議する。

(付則)

1 この規約は、平成21年4月1日から適用する。

(付則)

1 この規約は、平成24年4月1日から適用する。

(付則)

1 この規約は、平成28年4月1日から適用する。

(付則)

1 この規約は、平成30年4月1日から適用する。

(付則)

1 この付則は、令和3年4月1日から適用する。

(付則)

1 この付則は、令和3年12月18日から適用する。

(付則)

1 この付則は、令和7年7月10日から適用する。